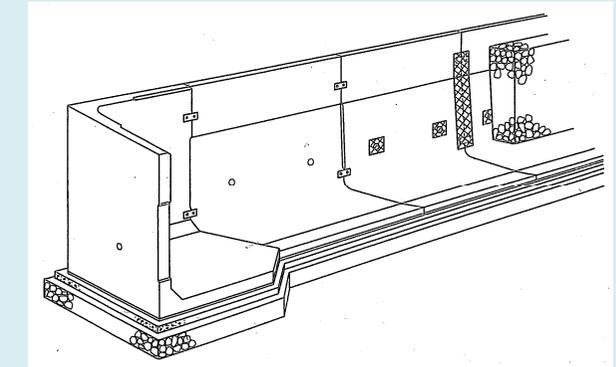
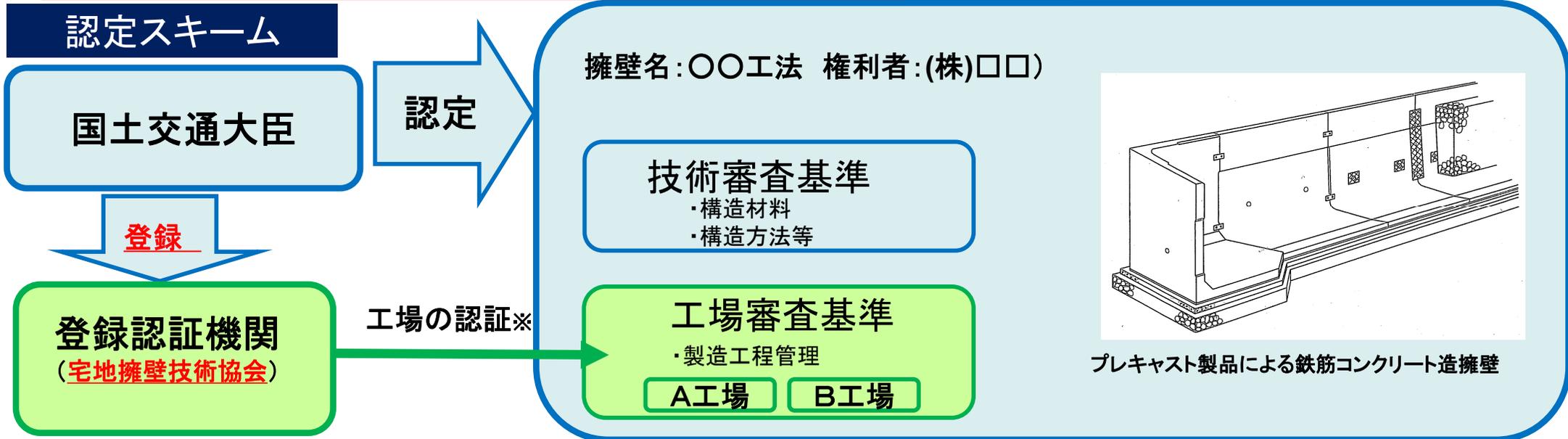


## 大臣認定擁壁とは

法: 宅地造成及び特定盛土等規制法 政令: 宅地造成及び特定盛土等規制法施行令 規則: 宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則

○宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域内において行われる宅地造成に関する工事は、政令で定める技術的基準に従い、擁壁、排水施設等の措置が必要。

○大臣認定擁壁とは、**擁壁にかかる技術的基準**(構造材料又は構造方法)が政令(第8条第1項第二号及び第9条から第12条まで)の規定によらない擁壁で、**国土交通大臣がこれらの規定による擁壁と同等以上の効力があると認めるものをいう。**(政令第17条)



プレキャスト製品による鉄筋コンクリート造擁壁

## 認定の基準

※申請擁壁がプレキャストコンクリート製品であり、かつ、登録認証機関の認証を受けた工場において製造されたものである場合は、当該擁壁は審査基準の工場審査基準の部分に適合しているものとみなす(規則第13条第2項)。

○構造材料、構造方法、製造工程管理その他の事項について国土交通大臣が定める基準(※)に適合しているもの(規則第13条)

※: 宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第17条に基づく国土交通大臣認定擁壁に係る審査基準

(1) 構造材料、構造方法等にかかる基準(技術審査基準)		(2) 製造工程管理にかかる基準(工場審査基準)	
施工実績	50件、1万㎡以上	製造設備	必要な機能、維持管理
擁壁の規格	設計条件毎に高さ等を規格化	検査設備	必要な精度、維持管理
構造計算	構造計算により安全性を確認	工程管理	製造および検査の工程
構造試験	必要に応じ実施	記録の保管	各種記録の適切な保管
製造仕様	使用する材料や製造管理	プレキャストコンクリート製品の製造工程管理にかかる基準(工場審査)及び認証は、規則第14条の規定に基づき登録を受けた登録認証機関(※)も実施できる。 ※(公社)全国宅地擁壁技術協会 一者のみ(令和7年6月現在)	
築造仕様	現地での築造手順や監理体制		
品質保証基準	品質管理基準、品質保証体系		